

堺市指定管理者評価表

(評価対象期間： 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで)

1 基本情報

(1) 公の施設の名称	
堺市立北こどもリハビリテーションセンター	
(2) 施設の設置目的	
心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の早期療育体制の充実と福祉の増進を図るための総合施設として設置	
(3) 所管部局	
健康福祉局 障害福祉部 障害支援課	
(4) 指定管理者名	
社会福祉法人堺市社会福祉事業団	
(5) 指定期間	
令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 11 年 3 月 31 日 まで (5 年間)	
(6) 主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の管理運営に関する業務 ・ 児童発達支援センターに関する業務(児童発達支援、診療所、保育所等訪問支援) ・ 地域支援に関する業務 障害児相談支援等、障害児等療育支援事業 ・ 施設等の維持管理に関する業務 	
(7) 施設分類	(8) 有料施設の有無
社会福祉・医療施設	有 (利用料金制・徴収委託)
(9) 開場時間	(10) 休館日
9時00分から17時30分まで	<ul style="list-style-type: none"> ・土日祝 ・12月29日から1月3日
(11) 選定方法(公募・非公募の別)	
公募	

次頁以降の各管理運営状況の取組評価については、以下の評価基準により評価を行う。

評価基準	a	要求水準を上回り、優れた管理運営がなされている
	b	要求水準を満たしており、適正に管理運営がなされている
	c	要求水準を下回る管理運営がなされている
	d	要求水準を大幅に下回る管理運営がなされている

2 管理運営状況

(1) 適正な管理運営の確保

ア 取組評価

	指定管理者	市
市民の平等利用や日常の事故防止、当該業務において回避しなければならないリスクに対して、回避するための具体的な方策を講じているか。	a	a
防犯、事件事故及び災害の発生時又は発生に備えた対応が適切であったか。	a	a
利用者の個人情報の取扱いや情報管理体制は適切であったか。	b	b
仕様書等で定めている人員配置(障害者、高齢者等)は、適切に為されているか。	b	b
人材育成の方針や研修計画等に基づいて、職員の資質や能力の向上を図るために必要な研修を適切に実施していたか。	a	a
施設の設備、器具備品は、適切に管理していたか。また保守点検や法定点検は、適切に実施していたか。	b	b
施設の設置目的や市が定める各種計画等に則って施設の管理運営が適切に行われたか。また、施設を最大限活用して、設置目的に沿った成果を得られたか。	b	b
利用者への情報提供、広報が適切に行われているか。また効果があったか。	b	b

イ 評価に関する所見・特記事項

指定管理者	市
<ul style="list-style-type: none"> ・南こどもリハビリテーションセンターと連携し、居住地等に関わらず南北いずれかのセンターで同様のサービスが受けられるように、相談、利用受付、関係機関調整等を一元化し取り組んだ。 ・大学講師によるスーパーバイズ、職場内研修や派遣研修を延52回実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修について積極的に行っている点について継続に努められたい。 ・利用者への情報提供・広報について当該施設で行われている支援が支援を必要としている人に届くよう効果拡大のため工夫に努められたい。

(2) 利用者サービスの向上

ア 利用状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定管理者名	社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団	社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団	社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団
利用者数(単位:人)	31,594	29,454	28,217
稼働率(単位:%)	80.0	82.1	85.3
利用者満足度(単位:%)	90.9	92.9	83.2

イ 取組評価

	指定管理者	市
利用者が利用者しやすい料金の設定や利用区分になっているか。	b	b
利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られていると言えるか。	b	b
利用者からの苦情、要望への対応が適切に行われ、また、利用者の意見を施設運営やサービスに反映させる取組がなされたか。	b	b
自主事業の実施など施設の設置目的の範囲内で、サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされたか。	b	b

ウ 評価に関する所見・特記事項

指定管理者	市
もず園の一元化に伴い週5通園のクラス数及び契約児数が減ったこと等により、利用者数は減員となったが、並行通園クラスを増やしたこともあり、稼働率は向上している。	一部クラスについて数名から数十名程度の定員が埋まっていないことから分析を行い、利用者ニーズに応じたクラス設定の改善に努められたい。

2 管理運営状況

(3) 収支

ア 収支状況

(単位:円)

■ 指定管理業務

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	【参考】 令和6年度(予算)
指定管理者名		社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団	社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団	社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団	社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団
収入	指定管理料	326,401,412	331,757,000	365,366,000	365,366,000
	利用料金	242,366,655	232,793,719	248,127,511	256,139,000
	負担金	0	0	0	0
	その他	535,712	500,795	302,688	246,000
	合計	569,303,779	565,051,514	613,796,199	621,751,000
支出	人件費	452,995,906	475,570,754	476,304,612	459,182,000
	委託料	22,002,510	22,190,318	21,200,656	21,453,000
	総支出額に占める 委託料の割合	3.5%	3.4%	3.5%	3.5%
	修繕費	1,952,258	1,588,239	2,836,208	2,835,000
	光熱水費	12,854,880	10,388,489	10,168,224	13,600,000
	その他	135,680,830	133,555,636	99,853,437	124,681,000
	合計	625,486,384	643,293,436	610,363,137	621,751,000
収支差額		-56,182,605	-78,241,922	3,433,062	0
(市への納付金の額)		0	0	0	0

■ 自主事業

(有)

(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	【参考】 令和6年度(予算)
収入		1,393,000	911,000	816,000	816,000
支出		434,613	427,156	361,375	816,000
収支差額		958,387	483,844	454,625	0
(市への納付金の額)		0	0	0	0

イ 取組評価

	指定管理者	市
施設の管理運営に関し、経費を縮減するための十分な取組が図られているか。	b	b
収入を増加するための具体的な取り組みがなされ、その効果があったか。	b	b
当初の収支計画どおりに適切、適正に予算執行がなされているか。	b	b
経理事務は適正に行われているか。	b	b

ウ 評価に関する所見・特記事項

指定管理者	市
支出面では、クラス数変更に伴う送迎バス配車数の見直し、及び、最低賃金改定等に伴う委託料増額に対応するため一部第三者委託業務において仕様書を見直すなど、支出抑制に努めた。 また、収入面では、指定管理料の増額、令和6年4月1日の児童福祉法改正に基づくサービス報酬の増や、新設加算の適用等により、利用料金収入につながった。	今後も必要経費において物価高騰や賃金改定等支出に影響が出ることが考えられるため支出抑制だけでなく収入増加にむけ、加算の活用や診療所利用者確保等の取組に努められたい。

3 目標管理、総合評価

(1) 目標管理

ア 市が仕様書で定める目標の達成状況

■ 適正な管理運営の確保

指標	目標	実績
診療所における機能訓練実施単位数	年間延べ10,800単位以上	6,939単位
保育所等訪問支援事業の実施件数	年間延べ250件以上	219件
障害児相談支援の実施件数	年間延べ1,080件以上	529件

■ 利用者サービスの向上

指標	目標	実績
利用者アンケートにおける満足度	満足割合90%以上	83.0%

■ 収支

指標	目標	実績
利用料金収入の総支出に占める割合	40%以上	41%

イ 実績に関する所見・特記事項

指定管理者	市
<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練実施単位数及び利用料金収入割合は、園の一元化に伴い肢体不自由児のクラス数及び契約児数が減ったこと、セラピストの産育休等が影響した。 ・利用者評価については、国指標により評価項目が変更となった(5項目中「よくあてはまる・あてはまる」の2項目⇒5項目中「はい」の1項目に変更)ことにより数値としては下がっているが、全体的な傾向はおおむね同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所における機能訓練実績の実績について肢体不自由児の契約児に限らずニーズに応じた予約枠の設定、周知など実績を増やす工夫に努められたい。 ・利用者アンケートについてニーズ把握を徹底し運営に反映されるよう努められたい。

(2) 総合評価

目標の達成状況のほか、管理運営状況も含め、以下の評価基準により総合的に評価を行う。

	指定管理者	所管課
評価	B	B
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法改正に伴い、地域の中核機能としての役割を強化するため、地域の関係機関とのつながりを大切にしたい。 ・新たに保育所等訪問支援事業所を対象とした交流会を実施するなど、様々な関係機関を対象にセンター見学会や事業所交流会を企画し、センター機能の周知活動及び各事業所等職員との交流を行った。 ・自立支援協議会への参加や児童発達支援事業所への訪問にも取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中核機能の役割強化のための取組について継続拡大に努められたい。 ・中核機能と本体運営の両立が求められるためニーズ把握を徹底し適正な人員配置に努められたい。

評価基準	A	仕様書で求める目標や水準を上回る管理運営がなされ、優良であるもの
	B	概ね仕様書で求める目標や水準どおり(80~100%)の管理運営がなされ、適正であるもの
	C	管理運営が仕様書で求める目標や水準を下回っており、努力が必要であるもの
	D	管理運営が適切に行われたとは認められず、改善が必要であるもの